

運 免 乙 達 第 1 4 号
平成 2 2 年 7 月 9 日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	150	長期
他	00	01	10	160	1年

石 川 県 警 察 本 部 長

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用上の留意事項について
(通達)

対号 平成 2 2 年 7 月 9 日 付け 運 免 甲 達 第 1 3 号、交 企 甲 達 第 5 7 号、交
指 甲 達 第 5 0 号「道路交 通 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 内 閣 府 令 等
の 施 行 に つ い て (通 達)」

道路交 通 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 内 閣 府 令 (平 成 2 2 年 内 閣 府 令 第 3 1 号。
以 下 「 改 正 府 令 」 と い う 。) 及 び 平 成 2 2 年 国 家 公 安 委 員 会 告 示 第 1 8 号 (平 成 1 0
年 国 家 公 安 委 員 会 告 示 第 2 4 号 を 廃 止 す る 件) の 概 要 等 は、対 号 の と お り で あ る が、
改 正 後 の 様 式 (以 下 「 新 様 式 」 と い う 。) に よ る 運 転 免 許 証 (仮 運 転 免 許 証 を 除 く。
以 下 「 免 許 証 」 と い う 。) の 運 用 上 の 留 意 事 項 に つ い て は、下 記 の と お り で あ る の で、
職 員 に 周 知 徹 底 し、事 務 処 理 上 誤 り の な い よ う に さ れ た い。

記

1 免 許 証 の 様 式 の 種 類

免 許 証 の 様 式 に つ い て は、道 路 交 通 法 施 行 規 則 (昭 和 3 5 年 総 理 府 令 第 6 0 号)
別 記 様 式 第 十 四 の 様 式 に か か わ ら ず、改 正 府 令 の 施 行 の 日 (本 年 7 月 1 7 日。以
下 「 施 行 日 」 と い う 。) 以 後 も 当 分 の 間、改 正 前 の 様 式 (以 下 「 旧 様 式 」 と い う 。)
に よ る 免 許 証 が な お 効 力 を 有 す る こ と と さ れ て い る (改 正 府 令 附 則 第 2 項)。こ れ
に よ り、施 行 日 前 に 交 付 さ れ た 免 許 証 に つ い て は、施 行 日 以 後 も 引 き 続 き 有 効 で
あ る こ と が 認 め ら れ る ほ か、免 許 証 の 様 式 を 切 り 替 え る た め の 準 備 期 間 を 要 す る
こ と か ら、施 行 日 以 後 も 当 分 の 間、旧 様 式 に よ る 免 許 証 を 交 付 す る こ と が で き る
こ と と な る。

こ の た め、施 行 日 以 後 も 当 分 の 間、旧 様 式 及 び 新 様 式 に よ る 免 許 証 が 混 在 す る
こ と と な る が、業 務 の 遂 行 に 支 障 が 生 じ る こ と の な い よ う、関 係 職 員 (関 係 事 務
を 外 部 に 委 託 し て い る 場 合 は、委 託 先 の 職 員 を 含 む。) に 対 す る 教 養 等 を 確 実 に 行
う と と も に、周 知 等 を 徹 底 す る こ と。

2 臓器提供の意思等の表示方法等

(1) 臓器提供の意思等の表示方法

新様式による免許証上に臓器提供の意思等を表示する場合には、以下の方法によることとされている。

ア 脳死と判断された死後及び心臓が停止した死後のいずれの場合でも、移植のために臓器を提供する場合 「1」を「○」で囲むこと（別添一①）。

イ 心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供する場合 「2」を「○」で囲むこと（別添一②）。

ウ 臓器を提供したくない場合 「3」を「○」で囲むこと（別添一③）。

なお、ア又はイの場合において、提供したくない臓器があるときは、当該臓器に「×」を付することにより、その意思を表示することとされている。また、臓器を提供する意思がある者は、その意思表示に併せて、親族に対して臓器を優先的に提供する意思を表示することができ（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の2）、その場合には、特記欄に「親族優先」と記入することとされている。

(2) 免許証上に表示した臓器提供の意思等の変更方法

新様式による免許証上に表示された臓器提供の意思等を変更する場合には、以下の方法によるものとする。

ア 意思表示カードを用いる方法

厚生労働省及び社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）により作成される臓器提供意思表示カード（以下「意思表示カード」という。）等免許証以外の書面を用いて、変更後の意思等を表示することができる。

なお、この場合において、免許証上に表示された変更前の意思等に二重線を引くなどして、当該意思等が否定されたものであることを明らかにすること。

イ 免許証の再交付による方法

アの方法によるほか、免許証の再交付を申請することにより、再交付された免許証上に変更後の意思等を表示することができる。ただし、再交付に係る手数料は、あくまで申請者の負担であることに留意すること。

(3) 臓器提供の意思表示欄の保護

免許証上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであり、また、免許証が身分証明書として活用されている実態にかんがみ、当該意思等が第三者に見られることのないようにするため、厚生労働省及びネットワークにより意思表示欄保護シール（以下「保護シール」という。）が作成されることから、免許を受けた者は、これを意思表示欄に任意に貼付することができる。

3 更新時講習等の機会を利用した周知

(1) 新様式による免許証が交付される者に対する周知

新様式による免許証が交付されることとなる者に対しては、更新時講習等の講習の機会、免許証の交付（再交付を含む。）の機会等を利用して、厚生労働省及びネットワークにより作成されるリーフレット（意思表示欄説明用）（以下「新リーフレット」という。）を配布するとともに、以下の事項について確実に周知すること。

- ・ 免許証の様式が変更されたこと（表面にあった本籍欄が削除され、裏面には臓器提供の意思表示欄が新たに設けられたこと。）。
- ・ 意思表示欄への記入は、あくまで任意であること。
- ・ 意思表示欄への記入方法については、新リーフレットを参照すること。
- ・ その他臓器提供の意思等の表示に関する問い合わせは、新リーフレットに記載されているネットワークの連絡先に対して行うこと。

(2) 旧様式による免許証が交付される者に対する周知

施行日以後、旧様式による免許証が交付されることとなる者に対しては、更新時講習等の講習の機会、免許証の交付（再交付を含む。）の機会等を利用して、以下の事項について周知するように努めること。

- ・ 免許証の裏面の備考欄の下に、臓器提供意思表示シール（以下「意思表示シール」という。）を貼り付けることにより、臓器提供の意思等を表示することができること。
- ・ 意思表示シールの記入及び貼付は、あくまで任意であること。
- ・ 意思表示シールの記入方法については、厚生労働省及びネットワークにより作成される意思表示シール付きリーフレット（以下「新シール付きリーフレット」という。）等を参照すること。
- ・ その他臓器提供の意思表示に関する問い合わせは、新シール付きリーフレット等に記載されているネットワークの連絡先に対して行うこと。

4 意思表示カード等の設置及び管理

意思表示カード、保護シール、新リーフレット及び新シール付きリーフレットについては、運転免許センター等の窓口に設置する必要があることから、業務に支障のない範囲内で、来訪者の目につきやすい場所に設置するとともに、補充等の管理を適切に行うこと。

5 免許証の提出を受ける場合の措置

免許証の更新及び保管、免許の取消し、停止等に伴い、新様式による免許証の提出を受けるときは、臓器提供の意思表示欄を確認し、同欄に意思等が記入されている場合又は保護シールが貼付されている場合には、当該免許証に係る免許を受けている者に対して、以下の事項について確実に教示するとともに、必要に応じて意思表示カードを配布すること。

- ・ 提出に係る免許証は、臓器提供の意思等を表示する方法として活用することができなくなるおそれがあること（当該免許証が後日返還される場合には、返還されるまでの間に限る。）。
- ・ 臓器提供の意思等を引き続き表示する場合には、更新（併記を含む。）後に交付されることとなる免許証又は意思表示カード等の書面に意思等を記入すること。

6 その他

免許証上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであることから、意思等が記入されている免許証（保護シールが貼付されている免許証を含む。）を取り扱う際には、十分に注意すること。

臓器提供の意思等の表示方法（記入例）

① 脳死と判断された死後及び心臓が停止した死後のいずれの場合でも、移植のために臓器を提供する場合（眼球を提供したくない場合）

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。

記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- ① 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- ② 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- ③ 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・~~眼球~~】

特記欄： 《自筆署名》 日本花子
《署名年月日》 平成22年7月17日

② 心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供する場合（親族に対して臓器を優先的に提供することを希望する場合）

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。

記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- ① 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- ② 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- ③ 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄： 親族優先 《自筆署名》 日本花子
《署名年月日》 平成22年7月17日

③ 臓器を提供したくない場合

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。

記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- ① 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- ② 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- ③ 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄： 《自筆署名》 日本花子
《署名年月日》 平成22年7月17日